

後期高齢者医療保険料軽減特例等の見直しについて

1 概要

後期高齢者医療制度においては、低所得者に対して保険料（均等割額）を最大 7 割軽減する仕組みがあるが、制度導入時の平成 20 年度以降、激変緩和の観点から更なる軽減措置として、9 割軽減及び 8.5 割軽減を国の予算措置により実施してきた。しかし、「今後の社会保障改革の実施について（平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定）」により、世代間・世代内の負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、段階的に本則の 7 割軽減に戻すこととなった。

また、保険料均等割軽減の対象となる所得の判定基準の引き上げが行われたので報告する。

2 特例軽減（均等割額）の見直し

9 割軽減及び 8.5 割軽減を段階的に本則の 7 割軽減に戻す。

(1) 軽減特例の見直し及び保険料（均等割額のみ）の比較

年金収入	現行	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
80 万円以下	9 割軽減 (4,300 円)	8 割軽減 (8,600 円)	7 割軽減 (12,900 円)	
168 万円以下	8.5 割軽減 (6,400 円)	8.5 割軽減 (6,400 円)	7.75 割軽減 (9,700 円)	7 割軽減 (12,900 円)
196 万円以下	5 割軽減 (21,600 円)	変更なし		
219 万円以下	2 割軽減 (34,600 円)	変更なし		
219 万円超	軽減なし (43,300 円)	変更なし		

※記載の均等割額は現行の保険料額に基づく

(2) 均等割軽減対象者数

(平成 30 年 12 月時点)

軽減割合	9 割軽減	8.5 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	合計
対象者数	7,720 人	5,569 人	2,360 人	2,395 人	18,044 人

3 軽減判定基準の改正

(1) (5割軽減) 被保険者数等に乗ずる金額27.5万円を28万円に引き上げる。

(2) (2割軽減) 被保険者数等に乗ずる金額50万円を51万円に引き上げる。

ア 現行

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合
33万円以下	被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の収入がない)	9割
	上記以外	8.5割
33万円 + (<u>27.5</u> 万円×被保険者の数) 以下		5割
33万円 + (<u>50</u> 万円×被保険者の数) 以下		2割

イ 31年度

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合
33万円以下	被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の収入がない)	8割
	上記以外	8.5割
33万円 + (<u>28</u> 万円×被保険者の数) 以下		5割
33万円 + (<u>51</u> 万円×被保険者の数) 以下		2割